

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・地域の建築・設計・不動産・施工関連企業との連携体制を構築し、共同で新しい住宅・別荘ブランドの開発を推進する。
- ・高品質建材や再生素材を扱うメーカーとの技術連携により、環境配慮型住宅の新モデルを共同開発する。
- ・後継者不在に悩む設計事務所・工務店とのM&Aや事業承継連携を進め、地域建設産業の持続的発展に貢献する。

b. IT実装支援

- ・各取引先（設計事務所・施工業者・メーカー）と共通のクラウド管理システムを導入し、図面・見積・契約書等のペーパーレス化を推進。
- ・建築現場の進捗をリアルタイムで共有できるアプリ・クラウドツールを導入し、効率的な現場管理と情報伝達を実現する。

c. グリーン化の取組

- ・建築物の断熱性能向上、省エネ設備（太陽光・蓄電池・高効率空調等）を積極的に採用し、CO₂排出削減に取り組む。

d. 健康経営に関する取組

- ・社員の健康診断・メンタルケアを充実させ、週休制度や柔軟な勤務形態を導入することで、心身ともに健康な職場環境を構築。
- ・建築現場の安全衛生教育を徹底し、協力会社にも安全管理基準の共有・改善提案を行う。
- ・社員・家族向けの健康増進プログラム（例：ウォーキングイベント・スポーツ大会など）を実施。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2025年11月10日

株式会社ディーワイプラン

企 業 名

代表取締役 大塚 大

役職・氏名（代表権を有する者）